

露天出店を希望する皆様へ

第55回記念伊勢原観光道灌まつり開催にあたり、露天出店を希望する方につきましては、次の注意事項をご確認の上、所定の手続きをお取りください。

1 露天出店届出について

「露天出店届出書」を令和4年8月12日(金)までに道灌まつり実行委員会事務局窓口(市役所2階商工観光課)へ提出してください。

- (1) 「連絡先」は、日中連絡のとれる番号(携帯番号等)を記入してください。
- (2) 「出店日時」は、次の出店可能な時間内で記入してください。

10月1日(土)・・・12時00分から17時00分まで

10月2日(日)・・・10時00分から17時00分まで

※両日も、17時00分から17時30分までは清掃時間となります。

17時00分までに必ず営業を終了して片付けを行ってください。

ルールを守らない出店者は、警察と協議し、次回以降の出店を認めません。

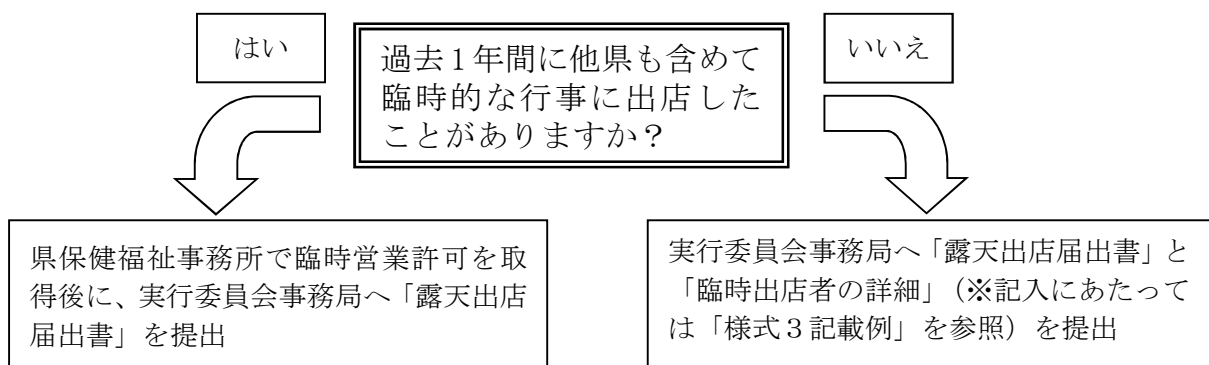
- (3) 「飲食店営業許可の有無」は、「有」の場合には必ず、業種と免許等名称をご記入ください。
- (4) 出店場所の詳細が分かるように、地図等にマーカーをしてご提出ください。
- (5) 今年度から、出店頻度や取扱う品物によって必要となる手続きが異なります。

下図を参考に、必要な手続き方法を確認した上で、書類を提出してください。

※道灌まつり以外に過去1年間に他県を含めて臨時的な行事に出店したことがある方は、新たに「臨時営業許可」の取得が必要となります。県のホームページをご確認の上、「臨時営業許可」を取得後に道灌まつりの露天出店手続きを行ってください。

※取り扱える品物や施設基準について、例年とは変更点がある場合があります。露天出店を検討している方は、手続きを行う前に該当する県ホームページを必ずご一読ください。

【露天出店にあたる手続きの判断基準】



【参考：関連する県ホームページ】

・道灌まつり以外にも露天出店を行っている方
 ➡県ホームページ「臨時営業について」



・道灌まつりにのみ露天出店を検討している方
 ➡県ホームページ「臨時出店・模擬店等について」



・露天出店にあたる施設基準 ➡県ホームページ「臨時営業の施設基準について」



2 美化協力金

ポイ捨て防止や環境美化に努めるため、歩行者天国内にごみ箱を設置します。

設置に伴い、ごみ収集及び処理経費が必要となるため、「美化協力金」として飲食物を取り扱う露天店舗1件当たり3,000円を徴収いたします。

3 飲食物の販売について【重要】

道灌まつり実行委員会が開催する食品衛生講習会【9月16日（金）午後3時 シティプラザ1階ふれあいホール（予定）】を必ず受講してください。

詳細については、出店者に対して別途通知いたします。

4 歩道上(道路内)への出店について

新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の場所で歩道上の露天出店を制限しています。歩道上への出店がある場合は、露天出店届出、道路使用・道路占用手続き等を行う前に、必ず道灌まつり実行委員会に対して、出店を予定している場所が出店可能であることを確認してください。

歩道上への出店には、道路占用許可及び道路使用許可が必要になります。敷地内からはみ出す場合も許可が必要となりますので、ご注意ください。

なお、側溝も歩道上（道路内）に含まれます。

(1) 市道への出店がある場合

①伊勢原警察への道路使用許可

②道路占用許可は道灌まつり実行委員会が一括申請しますので、次の必要事項が分かる書類を8月26日（金）までに事務局へ提出してください。（様式は任意）

【必要事項】

- ①出店場所 ②代表者氏名・連絡先 ③道路占用位置図・占用面積
④占用物件構造図

(2) 県道への出店がある場合

①県平塚土木事務所への道路占用許可

②伊勢原警察への道路使用許可

※各申請手続き先については(3)をご参照ください。

※県平塚土木事務所への道路占用届出後に発行される「道路占用許可証」の写しについて、②の伊勢原警察への届出時に添付するとともに、道灌まつり実行委員会事務局にも提出してください。

(3) 露天出店に伴う道路使用・道路占用手続き先一覧

許可申請	道路区分	申請者	料金	申請先	申請書類	申請期限
道路 占用許可	県道	個人又は 団体	有料 ※1	平塚土木事務所 許認可指導課 ※2 ☎ 0463-22-2711(代)	道路占用許可申請書 道路占用位置図 占用物件構造図	8月 中旬
	市道	道灌まつり 実行委員会	無料	—	—	
道路 使用許可	県道	個人又は 団体	有料 証紙分	伊勢原警察署 交通課 ☎ 0463-94-0110(代)	道路使用許可申請書 図面	8月 下旬
	市道					

※1 占用料：1日@47円/m²（消費税別） ※2 平塚市西八幡1-3-1 県合同庁舎3階

(4) 出店にあたっての注意事項

- ① 一般の通行に支障を及ぼさないよう、歩道の有効幅員 2m以上を確保すること。
(植栽帯部分も同様)
- ② 信号機、バス停留所、消火栓及び道路標識等の機能を阻害しない位置・物件とすること。(特に歩行者天国以外の時間帯)
- ③ 障がい者への配慮を十分に行うこと。(点字ブロック上の出店は避ける等)
- ④ ガスコンロ、フライヤー、カセットコンロ、電気コンロ、炭火等を使用するコンロ、発電機等を使用する場合は、消火器(粉末(ABC)消火器4型以上のもので住宅用でないもの)を各店舗につき1本以上準備すること。

5 その他

- ・露天の出店について、露店出店届出、道路使用・道路占用の手続きをされていないことが発見された場合は、露天の撤去等の措置をとることがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・伊勢原観光道灌まつり特設サイトに、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る注意事項が掲載されておりますので、ご確認ください。
- ・伊勢原観光道灌まつり特設サイト「新型コロナウイルス感染症防止対策について」



事務局：伊勢原観光道灌まつり実行委員会事務局
伊勢原市役所商工観光課内
☎ 0463-94-4732・4729